

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

- ・継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況はない。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券以外の有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産 旧定額法

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産 定額法

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

退職給付引当金

職員に対する退職金の支給に備えるため、期末退職金要支給額（約定給付額から被共済職員個人が拠出した掛金累計額を控除した金額）を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(5) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

全職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

全常勤職員について、一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職手当共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では、拠点区分を複数設定していないため作成していない。
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
ア はなみずき苑拠点 (社会福祉事業)
 - 「法人本部」
 - 「入所支援」
 - 「通所支援」
 - 「相談支援」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	85,607,000	0	0	85,607,000
建物	1,266,736,237	33,447,600	0	1,300,183,837
減価償却累計額 △	-633,878,137	-27,567,854	0	-661,445,991
合 計	718,465,100	5,879,746	0	724,344,846

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物 (基本財産)	1,300,183,837	661,445,991	638,737,846
構築物	6,203,669	874,735	5,328,934
車輛運搬具	25,737,032	24,401,244	1,335,788
器具・備品	96,144,003	54,694,319	41,449,684
ソフトウェア	4,995,000	1,038,690	3,956,310
合 計	1,433,263,541	742,454,979	690,808,562

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	64,086,840	0	64,086,840
未収金	65,130	0	65,130
前払費用	1,343,058	0	1,343,058
長期前払費用	1,295,343	0	1,295,343
合 計	66,790,371	0	66,790,371

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし